

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について

1 制定理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」について、母子生活支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとする改正が行われ、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市の条例について所要の改正を行おうとするものである。

○母子生活支援施設（児童福祉法第 38 条）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

○青森市母子生活支援施設（青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項）

- ・名 称：青森市立すみれ寮
- ・指定管理者：社会福祉法人 敬仁会（指定期間：R3. 4. 1～R8. 3. 31）

2 改正概要

母子生活支援施設の長の任用要件の改正

[現 行] 児童福祉司となる資格を有する者にあつては児童福祉事業、社会福祉主事となる資格を有する者にあつては社会福祉事業に従事していた期間を勘案する。

[改正後] 児童福祉司となる資格を有する者及び社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事していた期間を勘案する。

○相談援助業務（児童福祉法第十三条第三項第二号）

厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行

【参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）】

（母子生活支援施設の長の資格等）

第二十七条の二 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三（略）

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成二十四年青森市条例第七十四号)
新旧対照表

新	旧
<p>目次 (略)</p> <p>第一条～第二十五条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者</p> <p>四 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの、又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務(法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けるものとする。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第一条～第二十五条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者</p> <p>四 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの、又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u></p> <p>_____ (国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けるものとする。</p>

新	旧
<p>第二十七条～第四十一条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第一項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者は、この条例による改正後の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第一項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。</u></p>	<p>第二十七条～第四十一条 (略)</p>